

甲府市農業委員会 10月定例総会議事録

1. 日 時 令和3年10月29日（金曜日）午後2時15分から午後3時15分

2. 会 場 甲府市総合市民会館

3. 出席委員（18名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 渡邊 初男 2 番 小松 芳彦 3 番 菊島 建 4 番 池田 哲郎
5 番 落合 洋子 6 番 關野 登 8 番 後藤 良仁 9 番 土屋 三千雄
10 番 越石 和昭 11 番 小澤 博 12 番 山村 忠弘 13 番 雨宮 洋文
14 番 末木 瑞夫 15 番 矢崎 正勝 16 番 塚田 泰英

【農地利用最適化推進委員】

1 番 佐々木 茂隆 2 番 萩原 斉 3 番 植田 泰 4 番 山本 光信
5 番 平澤 友良 6 番 山本 俊一 7 番 杉原 正芳 8 番 松木 正治
9 番 小池 厚 10 番 二宮 茂徳 13 番 齊藤 藤雄 14 番 金丸 輝男
15 番 若尾 忠昭 16 番 亀井 智 17 番 池谷 幸男 18 番 長田 茂季

4. 欠席委員（1名）

【農業委員】

7 番 田中 由美

【農地利用最適化推進委員】

11 番 大森 由彦

12 番 佐野 満

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 中村 勝

農地係 係 長 清野 隆彦

係 長 青木 進

振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 納税猶予に関する適格者証明願について

- 議案第5号 令和3年11月告示分農用地利用集積計画について
議案第6号 令和3年11月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
議案第7号 農用地利用配分計画（案）の作成について
議案第8号 農地等の利用の最適化に向けた農地等の利用調整活動の推進について（案）

報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時15分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和3年10月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中18名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（清野係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会10月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、10月定例総会の議事録署名委員ですが、13番の雨宮 洋文（あめみや ひろふみ）委員、14番の末木 瑞夫（すえき みずお）委員のお2人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、議事の進行上総会で疑問に思うことがありましたら何なりとご発言をお願いします。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

農地係青木でございます。今月の第3条許可申請は有償移転が3件ございまして、第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

正覚寺から〇〇mほどの〇〇に位置する農地で、東面、北面、西面は道路、南面は墓地となっています。

譲受人は〇〇で〇〇を行っているが、新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後の計画面積は〇〇㎡となり、申請地には〇〇する計画です。

議案書2番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

中道橋北交差点から〇〇mほどの〇〇に位置する農地で、東面、南面、北面は農地、西面は道路及び宅地となっています。

譲受人は〇〇で〇〇を行っているが、新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後の計画面積は〇〇㎡となり、申請地には〇〇する計画です。

議案書3番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

鎌田川大橋から〇〇mほどの〇〇に位置する農地で、東面、南面、西面は農地、北面は道路となっています。

譲受人は〇〇で〇〇を行っているが、新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後の計画面積は〇〇㎡となり、申請地には〇〇する計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見もありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 1 号は決定し、許可書の交付をしてまいります。

つづいて、議案第 2 号は農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の 4 条許可申請は 2 件でございます。

議案書 2 ページの 1 番、地図は 1 ページの 4 条No.1 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

申請地は立地条件及び利便性に適しており、需要が見込まれることから、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

議案書 2 番、地図は 2 ページの 4 条No.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

五社神社から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、北面は宅地、南面は農地、西面は墓地となっています。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

申請人は、〇〇より〇〇しているため、〇〇にしてほしいとの要請があったため、申請地を〇〇として転用したいとのことです。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひとつお説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 2 号については、決定し、許可書の交付をまいります。

つづいて、議案第 3 号は農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたしません。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 6 件、賃貸借が 3 件、使用貸借が 1 件、計 10 件となります。

議案書 3 ページの 1 番、地図は 3 ページの 5 条No.1 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は〇〇で〇〇していますが、申請地は立地条件に適しており需要が見込まれるため、申請地を取得し東側と北側の雑種地を含め〇〇に転用したいとのことです。転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書 2 番、地図は 4 ページの 5 条No.2 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

借人は、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書 4 ページの 3 番、地図は 5 ページの 5 条No.3 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

賃借人は〇〇において〇〇しているが、〇〇にて〇〇を実施することとなり、〇〇が一時的に必要となったため土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性

に適していることから、賃借し〇〇として一時転用したいとのことです。なお、一時転用期間は、許可日から〇〇ヵ月間となります。

続きまして、議案書 4 番、地図は 6 ページの 5 条No.4 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

賃借人は〇〇において〇〇しており、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 5 番、地図は 7 ページの 5 条No.5 をご覧ください。

農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

譲受人は〇〇において〇〇しているが、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして議案書 6 番～9 番、地図は 8 ページの 5 条No.6～No.9 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は〇〇で〇〇していますが、申請地は立地条件に適しており需要が見込まれるため、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。転用後は〇〇する予定です。

続きまして議案書 10 番、地図は 9 ページの 5 条No.10 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

賃借人は、〇〇を行っているが、申請地が立地条件に適していることから、賃借し〇〇として〇〇したいとのことです。

以上でございます

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。5 条案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

〈 質問・意見なし 〉

○議長（西名会長）

無いようであれば採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

〈 全員挙手 〉

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 3 号については、決定します。この議案のうち、1000 ㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に

諮問して参ります。それ以外の案件は 1000 m²未満ですので許可書の交付をして参りません。

つぎに、報告第 1 号から第 4 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 8 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法 5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

9 ページからは令和 3 年 9 月 16 日から令和 3 年 10 月 18 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 4 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 4 号 納税猶予に関する適格者証明願いについて審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（清野係長）

議案書の 7 ページをご覧ください。

議案第 4 号、納税猶予に関する適格者証明願いについて説明します。

農地の所在、地目、面積及び申請者、相続人、被相続人については、議案書記載のとおりです。

農業者であった被相続人より令和〇〇年〇〇月〇〇日に、相続人が議案書にある農地を相続しました。

申請人は相続した農地について引き続き耕作をしていくということで、〇〇月〇〇日に相続税の納税猶予に関する適格者証明願いを提出してきたところです。

このため、〇〇月〇〇日と〇〇日に地元農業委員の田中委員、落合委員、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は申請者の〇〇にあり、〇〇をおこなっております。

また、申請人は農業機械（トラクター、管理機、SS防除機）を有し、被相続人が〇〇だったことから、以前から〇〇とともに農業を行っており、今後も耕作を継続していくとのことでした。

以上の事から、申請人については相続税の納税猶予に関する適格者であると判断い

たしました。

以上、ご審議お願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元の農業委員さんも現場で立会いで状況確認をしておるということでございますし、以前から農業を〇〇として営んでいるという内容でございますけれども、これにつきまして皆さんの意見があるようであれば出していただきたいと思えます。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 4 号 納税猶予に関する適格者証明願いについて、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 4 号については、適格者証明書の交付をして参ります。

つぎに、議案第 5 号 令和 3 年 11 月告示分 農用地利用集積計画についてですが、審議に先立ち、利用権設定の 9 番と 10 番の案件は、雨宮委員が関係する案件、18 番の案件は小松委員が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第 5 号のうち、利用権設定の 9 番、10 番、18 番を除く案件について、事務局より説明してください。また、関連がありますので、報告第 5 号 農用地利用集積計画の解約についても併せて説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第 5 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定 12 件、再設定 16 件、計 28 件の申し出がありました。

議案書 14 ページの表は、新規設定です。

千代田・甲運・玉諸・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 16,279 m²です。

中段の表は、令和3年度の目標面積103,600㎡に対し、設定面積は63,853㎡、達成率は62%です。

続いて15ページの表は、再設定です。

甲運・玉諸・二川・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は27,233㎡です。

中段の表、令和3年度の目標面積350,700㎡に対し、設定面積は187,950㎡、達成率は54%です。

16ページ1番から20ページ12番は新規設定です。

21ページ13番から14番は再設定です。

22ページ15番から27ページ28番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の案件を読み上げさせていただきます。その他につきましては、議案書記載のとおりです。

新規就農者の案件を説明します。16ページ1番、2番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、年齢は〇〇歳で、〇〇をされており、〇〇されています。当該農地では、〇〇に使用する〇〇し、〇〇は〇〇に整備する予定で、〇〇から指導を受けながら〇〇をすることです。現在の〇〇は農地から〇〇おりますが、〇〇には当該農地の〇〇です。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

続いて、17ページ3番、4番、18ページ5番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、年齢は〇〇歳で、〇〇月に〇〇から〇〇されました。令和〇〇年から〇〇で〇〇され、令和〇〇年から〇〇で〇〇の〇〇を受けられています。当該農地では、〇〇をする予定です。〇〇は〇〇から借り受ける予定で、現在〇〇を受けている農家での〇〇も継続して行う予定です。現在の〇〇ておりますが、将来的に農地の〇〇を考えているとのことです。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書28ページをご覧ください。

今月は3件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、利用権設定の1番から5番の案件について、千代田地区 末木委員から

補足説明をお願いします。

○千代田地区委員（末木委員）

はい、それでは説明させていただきます。内容につきましては先ほど事務局の説明のとおりでございます。新規就農者につきましては中山間地ということで高齢化の進展とともに、耕作放棄地が大変増えてきている状況の中で、新たにこの〇〇の地域に土地を借りて〇〇を行うということで、耕作放棄地の解消にもつながるし、地域の活性化にもつながるし非常に嬉しい限りでございます。そんなことですのでぜひともよろしくご審議のほどお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第5号の案件のうち利用権設定の9番、10番、18番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。また、報告第5号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

それでは、雨宮委員のご退席をお願いします。

【 雨宮委員 退席 】

つづきまして、議案第5号、利用権設定の9番と10番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書19ページ9番、20ページ10番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらでも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第5号、9番と10番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、雨宮委員はご着席をお願いします。

【 雨宮委員 着席 】

つぎに、小松委員のご退席をお願いします。

【 小松委員 退席 】

つづきまして、議案第5号、利用権設定の18番の案件について審議いたします。
事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書23ページ18番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらでも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第5号、18番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

ます。

それでは、小松委員はご着席をお願いします。

【 小松委員 着席 】

【議案第 6 号】

つぎに、議案第 6 号 令和 3 年 11 月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画について審議いたします。

それでは、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書 29 ページをご覧ください。

農地中間管理事業については、中間管理機構が借り受けた農地を、必要に応じて利用条件を改善しまとまりのある形で担い手に貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。

議案第 6 号で貸し手から中間管理機構への利用集積計画、議案第 7 号で中間管理機構から担い手への利用配分計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書 29 ページをご覧ください。甲運地区の貸し手から農地中間管理機構への貸出の申出がありました。

議案書 30 ページ 1 番の借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

続いて、議案書 31 ページをご覧ください。中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ配分される予定です。

借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇であり、新たに農業参入をすることになりました。当該農地では、〇〇を行う予定です。現在は〇〇をされており。〇〇が年間〇〇日農作業に従事し、〇〇も農業に従事することです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

今回の総会で農用地利用集積計画が決定された後に、山梨県の補助事業「機構借受農地整備事業」を活用して耕作放棄地を解消する予定です。

なお、今回の借受人は農地所有適格法人以外の一般法人となりますので、解除条件付の貸借となります。

説明は以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

それでは、利用権設定の 1 番の案件について、甲運地区 小松委員から補足説明をお願いします。

○甲運地区委員（小松委員）

はい、甲運の小松です。先日この〇〇とお会いしまして〇〇の中でお話しを伺いまして、〇〇とともに荒廃農地である所を耕して耕作して〇〇したいという〇〇でしたので、適格だと思い指示を受けました。間違いないと思います。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

〈 質問・意見なし 〉

それでは、採決をいたします。

議案第 6 号の案件に、賛成の方は、挙手をしてください。

〈 全員挙手 〉

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 6 号の案件について、決定して参ります。

【議案第 7 号】

つぎに、議案第 7 号 農用地利用配分計画（案）の作成についてですが、議案第 6 号と関連がありましたので先ほど事務局から一緒に説明がありました。利用配分計画は借り手がどういう方かということですから、議案第 6 号と一緒に合同で審議したということで皆さんからご賛成をいただいたということで処理をさせていただきたいと思えます。

【議案第 8 号】

それでは議案第 7 号については終わったということで、つぎに議案第 8 号 農地等の利用の最適化に向けた農地等の利用調整活動の推進（案）について審議いたします。

それでは、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第 8 号農地等の利用の最適化に向けた農地等の利用調整活動の推進に

についての（案）について説明させていただきたいと思います

それでは、別紙の令和3年度農地等の利用の最適化に向けた利用調整活動推進要領をご覧ください。

1番の趣旨にもありますとおり、平成28年4月1日に施行された改正「農業委員会等に関する法律」により「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務となりました。

特に農地等の利用調整活動において、「人」と「農地」の問題を解決するための「人・農地プラン」の実質化に向けた取り組みにおける農業委員並びに農地利用最適化推進委員の役割が明確化されています。

そこで、農地等の利用の最適化に向けた「農地等の利用調整活動」を定め、委員等による利用調整活動を推進するとの決議の実施依頼が山梨県農業会議からありました。

それでは、決議文について朗読をもって上程させていただきます。議案書32ページの議案第8号をご覧ください。

こちらは（案）となっております。

＊＊ 農地等の利用の最適化に向けた利用調整活動の推進について朗読 ＊＊

以上です。ご審議お願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

これは毎年この時期にこういった推進活動の決議をして取り組みをしているわけですが、ご案内のように9月の農地利用状況調査においても、それぞれ委員さんの地元では遊休農地、あるいはそれがもっと深刻な耕作放棄地が増えていることはもう明白でございまして、これらを解決するにはやはり一定の強化期間を設定して強力にこのことを進めないといけないというような大変厳しい状況化の中でのこういった決議の採択でございまして、この趣旨をご理解いただくなかでもう一度自分たちの与えられた仕事、あるいは引き受けた職責に対して全力で全うするという意味で、そうしないと農業委員、最適化推進委員がこのことをしっかり胸に刻んでいただき前へ進んでいただきたいということで、山梨県農業委員会、協議会、これは各市町村の農業委員会が全部加入しておりますけれども、こちらの会議の中で決定をしそれぞれの市町村に持ち帰りまして再度総会の中で決議をし委員さんの認識、意識を新たにしていって進んで行こうと、こういうことで今日議案第8号ということで上程した所でございます。どうかこのことを踏まえた中で皆さんの方からご意見を伺いながら決定をして参りたいと思うんですけれども、皆様いかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第8号の案件に、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、甲府市農業委員会では、この案を決定したということで山梨県農業会議のほうにも報告をしたいと思えます。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

新型コロナウイルス蔓延予防のため、総会の開催を皆さんのご協力で極めて短時間で終わることができました。感謝いたします。

【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、10月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。